

ごみの出し方などについて

問熊南総合事務組合 ☎ 57-0530

これから年末にかけて、ご家庭より排出されるごみが多くなると考えられますので、下記の点について再度ご確認ください。

○ごみの出し方について

- ・分別収集の日程は、ごみ収集カレンダーに記載されています。
曜日・時間を守りましょう。
- ・各地区ごみステーションに午前8時30分までに出してください。
収集する時間は地区によって異なりますが、時間以降に出されても収集できません。
- ・ごみを出す際には、きちんと分別しましょう。
いろいろなごみが混在している場合は収集できません。
- ・収集されなかった袋は、出した人がステーションから持ち帰りましょう。

○資源活用センター（平生町曾根）への粗大ごみの持ち込みについて

- ・燃えない粗大ごみのみ、持ち込みができます。
※燃える粗大ごみ（例：ふとん・たんすなど）は、持ち込みできません。
- ・持ち込み日

毎週火曜日	午前9時～正午 午後1時～午後3時
第2日曜日	午前9時～正午

※上記以外の時間は、持ち込みできません。

ご不明な点は、担当までお問い合わせください。

マイナンバー制度の開始により、平成28年1月から国民健康保険に関する届書や申請書に個人番号の記載が必要となります。健康保険課窓口で手続きをされる際には、「個人番号カード」など、申請者本人の個人番号が確認出来るものをご持参ください。

なお、「個人番号カード」をお持ちでない場合は、「個人番号通知カード」や「個人番号が記載された住民票」など個人番号を確認できるものと合わせて、運転免許証やパスポートなど身元確認ができるものをご持参ください。

また、代理の人が届出や申請をされる場合は、「申請者本人の個人番号」と「代理の人の個人番号」の両方が必要となります。

平成28年1月から

国民健康保険に関する手続きには

個人番号（マイナンバー）が必要になります

【個人番号が必要となる手続き】

- ・国民健康保険の資格取得または喪失に関する届出
- ・被保険者証などの再発行に関する申請
- ・限度額適用・標準負担額減額認定などに関する申請
- ・特定疾病認定に関する申請
- ・高額療養費の支給申請
- ・療養費の支給申請
- ・住所地特例に関する届出

など

その他の手続きは
1月の広報で
お知らせします。

